

# 平成 28 年度 第 2 回宮城県農村振興施策検討委員会

開催日時：平成 28 年 10 月 27 日（木）

開催場所：県庁 4 F 北側庁議室

## 議 事 録

宮城県農林水産部農村振興課

## 「平成28年度第2回宮城県農村振興施策検討委員会」

**司会（高橋技術副参事）**：定刻となりましたので、これより、平成28年度第2回宮城県農村振興施策検討委員会を開催いたします。はじめに、菅原農林水産部次長よりあいさつを申し上げます。

**菅原次長**：委員の皆様には、御多忙の中ご出席を頂きまして大変ありがとうございます。また日頃より本県の農林水産行政の推進、特に農村振興へのご指導とご助言を賜り、厚く御礼申し上げます。

東日本大震災から5年7ヶ月が過ぎ、被災を受けました農業生産基盤につきましては、「東日本大震災に係る農地・農業用施設等の復旧復興のロードマップ」に基づき、復旧・復興を進めているところでございます。

我が県では、1万3000ヘクタールの農地が被害を受けましたが、現時点では営農再開が可能となる農地は、その91%にあたる約1万1900ヘクタールであり、一部の被災の著しい地域を除いては、着実に復旧が進んでおります。

復旧・復興にあたっては、今年度も全国各地県から地方自治法に基づく派遣で支援を頂いておりまして、被災地域の創造的復興など、震災からの再生と競争力のある農業の実現に向けて取り組んでおります。

今年度の委員会は、第1回目として、東松島市及び登米市内の現地調査と「多面的機能支払」の広域活動組織との意見交換を実施していただきました。第2回目の今回は、対象事業について、昨年度の実績、今年度の計画を議題としております。さらに多面的機能支払につきましては、3年目を迎え中間評価を実施することとなっておりますことから、これらについても議題とさせて頂いているところでございます。

農林水産業を取り巻く環境が厳しさを増す中、本県における農村振興に係る対策は急務でございますので、委員の皆様には、忌憚のないご意見・ご助言を頂ければ幸いです。

最後に、本日の委員会が本県の農村のますますの活性化に資することを祈念致しまして、簡単ではございますが開会のあいさつとさせて頂きます。本日はよろしくお願い致します。

**司会**：ありがとうございました。

それでは議事に入ります前に、本日の委員会の資料を確認させて頂きます。委員の方には事前に資料を送付しておりますが、多面的機能支払関係の資料で、中間評価報告につきまして、急きょ国の方から「評価方式を変更する」という連絡がございまして、資料が一部変更になっております。このため、資料一式こちらで、全て揃えて準備しましたので、それに基づいて今日をご審議をお願いしたいと思っております。

それでは委員会を進めさせて頂きます。本日は、庄子委員、三村委員及び加藤専門委員が欠席しておりますが、本委員会は条例第五条の2の規定により、委員の半数以上の出席で成立することになっておりますことから、本委員会は成立していることをご報告致します。

また本委員会は、県の「情報公開条例」に基づき公開としております。それから、本日の議事録につきましては、後日公表となりますのでご了承願います。議事録作成のため、ICレコーダーにより録音しておりますので、恐れ入りますが発言の際は大きい声でお願いしたいと思います。

それでは、これより議事に入りますが、本委員会は条例で委員長が議長となることになっておりますので、ここからは大泉委員長に議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願い致します。

**大泉委員長**：議事に早速入りたいと思いますがよろしいでしょうか。最初は「多面的機能支払交付金事業」についてですが、これについて事務局から説明をお願いして、あとはいつも

のとおり「中山間地域等直接支払交付金」，それから「農村活性化事業」というように三本立てで参りますので，一つに関して30～40分位ずつ時間を掛けて参りたいと思っております。よろしく進行にご協力をお願いしたいと思います。

では最初に資料1「多面的機能支払について」をお願いします。

**佐藤主任主査**：資料1の「多面的機能支払交付金について」説明させていただきます。担当しております農村振興課の佐藤です。よろしくお願い致します。

資料1の1ページ目をお開き下さい。説明に入る前に本事業の事業概要の方を簡単に説明させていただきます。本事業は，農村地域の高齢化・人口減少等により，農業農村の有する多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。このため，農業農村の多面的機能の維持・発揮のための地域活動を支援するもので，5年間活動をする事業となっております。

多面的機能支払交付金は，「農地維持支払」と「資源向上支払」から構成されております。農地維持支払は，地域の方々が共同で行う農地の草刈りや水路の泥上げなど，基礎的な保全活動の取り組みです。資源向上支払は基礎的な保全活動に加え，さらに質的な向上を図る活動の取り組みです。例えば水路の軽微な補修をしたり，景観形成のための植栽をしたりするなどの共同活動や，農業用排水路等の施設の長寿命化のための補修や更新を行う活動に取り組める仕組みとなっております。

それでは「1. 平成27年度の実績について」説明致します。平成27年度は33市町村で取り組まれており，取組面積は約6万9000ヘクタール。活動組織数が946組織で活動し，全体の交付額としてはおよそ26億円で実施致しました。これは平成26年度に比べ4市町が増えて新たに取組まれております。塩竈市・七ヶ宿町・大河原町・山元町の4市町です。取組面積は，約7000ヘクタール増えております。組織数においては162組織増えております。県内の農振農用地約12万ヘクタールに占める取組面積は，58%をカバーしております。カバー率においては，26年度に比べ2ポイント増加しております。

「取組面積等」の各支払の内訳となります。「①農地維持支払」においては，組織数が946組織，面積が6万9400ヘクタールとなっております。「②資源向上支払共同活動」は，組織数が606組織，対象面積が4万9600ヘクタール。これは平成26年度に比べて面積で2万ヘクタール増え，組織数は28組織増となっております。「③資源向上支払長寿命化の取り組み」においては，組織数が106組織，対象農用地面積が約9400ヘクタール。これは平成26年度に比べ約4000ヘクタール増え，組織数は43組織増えております。

各支払の取組状況ですが，基礎的な活動となる①については，全組織の946組織が取り組んでおりますけれども，この基礎的な活動のみの組織が336組織となっております。①の農地維持と②の資源向上の共同活動の両方に取り組んでいる組織が506組織となります。①の農地維持活動と②の共同活動，さらに③の資源向上の長寿命化活動に取り組んでいる組織が100組織となっております。③の長寿命化だけ取り組んでいる組織が2組織あります。こちらについては，農地維持活動は実施しておりますけれども，農地維持支払のお金を貰わずに実施している組織が2組織ということでございます。

続きまして「(2) 交付額」です。交付額は全体で約26億円となっております。内訳は「①の農地維持支払」が約16億3000万円。平成26年度に比べて1.1倍となっております。「資源向上支払の共同活動」は約7億7000万円で，平成26年度に比べ約同額となっております。「③資源向上支払長寿命化活動」においては，交付額で2億円。平成26年度に比べて2.0倍となっております。本交付金の負担割合は国が50%，県が25%，市町村が25%となっております。

続きまして「(3) 活動状況」ですが，こちらにつきましては，平成27年度の第3回施策検討委員会での内容と同様ですので，省略させていただきます。

続きまして3ページ目，平成28年度の計画の説明に移らせて頂きます。平成28年度の取り組みにつきましては，各活動組織から市町村への事業申請結果の実績見込み値で今回記載させて頂いております。平成28年度は33市町村で取組まれ，取組面積が

約7万2000ヘクタール、組織数が984組織、県内農振農用地のカバー率が60%をカバーする見込みです。これは平成27年度に比べ、取組面積で2700ヘクタール増え、組織数で33組織増える見込みとなっております。

各活動の内訳ですけれども、「農地維持支払」においては取組市町村が33市町村、組織数が984組織、取組面積が7万1000ヘクタールの見込みです。平成27年度に比べ、組織数で33組織増え、取組面積で2700ヘクタール増える見込みです。

続きまして「資源向上の共同活動」ですが、こちらは取組市町村が25市町村、組織数が633組織、取組面積が5万1400ヘクタールとなっております。こちらは平成27年度に比べ、組織数で27組織増えております。取組面積で1800ヘクタール増となる見込みです。

3つ目の「資源向上支払長寿命化」においては、市町村数で10組織、取組面積で

1万3000ヘクタール、組織数で125組織です。取組市町村が1減となっておりますけれども、こちらは昨年度の平成27年度が対策期間の最終年だった市町村が1組織ございまして、そちらで活動が完了したため、市町村数で1減となっております。取組面積については約3600ヘクタールの増、組織数においては19組織増える見込みとなっております。

「(2) 交付額」交付額においては、平成28年度の見込み額として約27億円を見込んでおります。こちらは平成27年度に比べ1億4000万円程増の見込みとなっております。

「(3) 平成28年度の計画」においては、「①支援研修会等の実施」としまして、「i) 市町村担当者会議」で市町村や県担当者の新規担当者向けの説明会を開催予定としておりまして、一部実施済みとなっております。

「iii)」で活動組織向けの支援研修会を予定しております。こちらは県内の7管内の会場で開催を予定しておりまして開催済みとなっております。こちらは活動の事務手続き等の説明を、活動組織の代表者や会計さんに説明しております。出席者数が約2000名、参加組織数が843組織となっております。

「②指導及び支援体制の強化」として、活動組織への指導や支援、東北農政局が実施する検査等の支援を予定しております。また、活動の手引きの作成・配布では既に作成して配布が済んでおります。活動組織の優良表彰の開催を予定しております。こちらについては、平成26年の実施から3年目となりまして、前回の表彰から3年目となっておりますので、今回中間年で1回、組織の方の優良表彰を考えております。応募期限が今月末の10月31日までとなっております。

「③農村振興施策検討委員会」を3回開催予定となっております、今回は2回目の検討委員会の開催となっております。

それから別の資料となりますけれども、県と市町村・関係団体で構成しております宮城県多面的機能支払推進協議会の広報誌「ぐるみ」の第1号を発行しております。こちらについては、活動している全組織と各市町村の方に送付しております。内容につきましては、平成28年度に制度が一部改正となっておりますのでその改正ポイントの説明、その他活動組織の優良表彰の実施の案内、さらに活動組織の活動事例の方を2組織紹介しております。平成28年度の活動計画については以上となります。

続けて多面的機能支払の中間評価の報告書の説明に移らせて頂きます。中間評価につきましては、まず国が実施する中間評価の進め方について説明致します。資料の5ページ目をお開き下さい。国では多面的機能支払交付金の交付が計画的かつ効率的に実施されるよう、取組状況の点検や制度の効果等を検証することとしており、多面的機能支払の制度開始の平成26年度から3年目となる28年度に中間評価を実施するというものとなっております。評価につきましては、国が施行する活動組織向けの自己評価及びそれを踏まえた市町村の評価、それから県の第三者委員会で諮った評価結果等を用いて国の第三者委員会で実施することとなっております。県が実施します中間評価につきましては、活動実績や活動組織の自己評価、市町村の評価を踏まえ、市町村の評価やアンケート調査の結果を踏まえ評価を行い、本委員会にお諮りするものです。なお、県から国に提出する中間報告書の様式は、国で定めた様式

により提出することとなっております。そちらが資料6ページ目からとなっております。中間評価書につきましては、先程司会からお話しさせていただきましたが、評価方法が国から変更するという連絡がありまして、評価内容を再検討した結果、評価区分が変わりましたので、今回一式差し替えさせて頂いております。また資料の9ページ目10ページ目の大きい2番の市町村評価の部分におきましては、前は文章で表現していたのですが、円グラフで表示するよう表示方法を見直しております。

それでは中間評価報告書の内容説明に移ります。「第1章 取組の基本方針」ですが、こちらについては県が独自で定めている取り組みを記載することになっており、平成27年度に国の同意を得ている要綱の基本方針を元に今回記載することになっております。

「2. 農地維持支払」に関しましては、草刈りの中の焼却という活動も基礎的活動で対象としているものとございます。資料7ページ目の施設の適正管理としまして、野ソ駆除ということで野ネズミの駆除の方も取り組みの対象に追加させて頂いております。さらに農道の適正管理としまして、農道の除排雪の項目を追加しております。

「3. 資源向上支払共同活動」の追加活動におきましては、水路、ため池の附帯施設としまして、安全施設の補修を追加項目としております。

「4. 資源向上支払長寿命化」に関しましては、暗渠排水施設のモミガラ補修としまして、モミタスを利用するモミガラ補充の活動を対象活動に追加しております。第1章につきましては以上となります。

9ページ目第2章が「取組状況」についてでございます。こちらについては、平成27年度の実績を記載することになっており、各組織で取り組んでいる数字を積み上げた結果でございます。市町村数・活動組織数については先程説明致しましたので、省略させていただきます。

「2. 多面的機能支払交付金から創設された活動項目の取組状況」ですが、こちらは活動組織の自己評価と市町村による評価結果をとりまとめたものになります。(1)の「農地維持活動における『地域資源の適切な保全管理のための推進活動』」こちらにつきましては、市町村の評価が優良および適当であるという回答が合わせて98%であることから、行政の指導がなくても計画通りに活動の実施が見込まれるという評価結果となっております。

(2)の「資源向上の(共同活動)における『多面的機能の増進を図る活動』」こちらについては、増進活動に取り組んでおります299組織のうち、評価の回答がありました259組織で評価しております。こちらについても、市町村の評価が優良および適当の回答が合計で100%であることから、行政の指導または助言がなくても一定の効果の発現が見込まれるという評価結果となっております。

続きまして第3章「取組による効果」でございます。こちらについては、国の事業目的に沿い、5つの視点で評価を行っております。各評価項目は4段階の評価となっております。評価の方法につきましては、活動組織へのアンケート調査結果を取りまとめたもので評価しております。評価区分のaについては、8割以上の組織で効果発現が見込まれる場合がaとしてあります。bの評価区分においては、5割から8割未満で評価の発現が見込まれる場合bとしてあります。評価区分のcにおいては、2割の組織から5割未満の組織で効果が見込まれるもの。dの評価については、2割未満で効果が見込まれるという評価区分で実施しております。

資料の11ページ目から各視点毎の評価結果となります。(1)の「地域資源の保全管理」についての評価ですが、「①農地の保全管理」につきましては、農用地での鳥獣被害が抑制される項目および農業者の保全管理作業による負担軽減により適切な保全管理が可能という評価項目において、ほとんどの組織で効果が認められたという評価となっております。これら以外の遊休農地の発生や面積拡大の抑制、病虫害の発生やゴミの不法投棄の抑制等の評価につきましては、大半の組織で効果が認められたということでb評価としております。

「②農業用施設の機能維持」に関しましては、各評価の項目でほとんどの組織で効果が認められたと回答しておりますので、a評価としております。

「③地域資源の保全管理体制の維持・強化」の項目につきましては、「地域をまとめ、行動を起こすリーダーや役員が育成」の項目については、ほとんどの組織で効果が認められたという回答になっております。「集落間の連携や非農家が参画する取り組みが増加する等の体制強化」の項目につきましては、大半の組織で効果が認められたということでb評価としております。

次に「(2) 農村環境の保全・向上活動」の評価でございます。こちらにも4評価項目があるのですが、全ての項目におきまして取り組んでいるほとんどの組織で効果が認められたためa評価としております。

「(3) 農業用施設の機能増進」こちらにおきましては、2段目から3段目「長寿命化の活動に対する関心や理解、協力意識の向上」「農業用施設の補修技術や知識が向上」「農業者による農業用施設の日常の維持管理に係る負担が軽減」の項目において、ほとんどの組織で効果が認められたと回答しておりますのでa評価としております。これ以外の「施設の長寿命化活動に係る機能の増進」につきましては、大半の組織で効果が認められたということでb評価としております。

「(4) 農村地域の活性化」の評価項目ですが、こちらについては効果項目の2項目とも大半の組織で効果が認められたという回答になっておりまして、b評価としております。

13ページ目、「(5) 構造改革の後押し等地域農業への貢献」の評価項目ですが、こちらにつきましては「農業の担い手の育成が推進」の評価項目において、ほとんどの組織で効果が認められたということでa評価としております。これ以外の評価項目「担い手農家への農地集積に向けた取組」「取組が契機となって新たな生産品目や経営の統合、6次産業化の取組」や「大区画の基盤整備に対する意識の向上」の評価項目については、大半の組織で効果が認められたということでb評価としております。

「第4章 地域資源の保全活動に関する普及・啓発」ですが、宮城県では多面的機能支払交付金の対象組織による地域資源の保全管理活動を定期的に推進協議会の広報誌に掲載して、県民に広報活動を実施しております。

「第5章 今後の取組方針」ですが、宮城県では現在、取り組みの面積のカバー率が60%であります。将来とも地域資源の保全と多面的機能の維持・発揮を図るため、広域組織化による体制強化対策等により、面積拡大を推進していくこととしております。

簡単ですが、多面的機能支払交付金の事業の説明は以上となります。

**司会**： すいません。修正させて頂きたいのですけれども、ページ数で3ページです。この中で取組面積の活動内訳農地維持支払の平成28年見込みの取組面積でございまして、7万1101ヘクタールと書いていますけれども、7万2101ヘクタールの間違いです。訂正願います。

**大泉委員長**： 多面的機能支払交付金についての報告でした。ありがとうございます。5ページの施策評価の進め方、第三者委員会ってこの会合のことをおっしゃっているのですか？

**佐藤主任主査**： はいこの会議のことです。

**大泉委員長**： 書いているとおり、ここでの検討を踏まえるだけで良いのですか。この内容について何か結論を出すのですか。良いとか悪いとか。

**司会**： 内容についてご意見を頂きたいと思います。

**大泉委員長**： はい。いかがでしょうか。

**島谷委員**：質問が2点ございます。まずは9ページの2（1）ところですが、活動を実施している活動組織数と評価実施組織数が違うのですけれども、これは評価実施組織数というのは、実施主体の方からの回答があった件数ということなののでしょうか？

**佐藤主任主査**：こちらについては、活動組織向けの自己評価というものを活動している946組織に自己評価の評価表の記載を送付しておりまして、その回答が872組織の回答に留まったということです。

**島谷委員**：そうすると70件ぐらいは回答が無かったということなののでしょうか。

**佐藤主任主査**：そうなります。

**島谷委員**：そういうところは催促とかは行かないのですか。

**佐藤主任主査**：市町村を通じて催促はしているのですけれども、今回においては協力がちょっと難しかったということです。

**島谷委員**：そうですか。はい。あともう1点なのですが、11ページからa b c dで示されているのですが、ご説明がよく分かりましたが、それぞれの件数が無いので、大体どれぐらいの数が入ってきているのかが正確なところが分かりづらかったのです。これはこういう表示の仕方になるのでしょうか。

**佐藤主任主査**：評価表のa b c dの資料11ページ目からの様式については、国の様式で決まっていますのでそのまま使用しています。資料の14、15ページ、こちらがこの評価の算出の基礎となっております、今回パーセンテージしか書いておりませんが、活動の組織につきましては、国から評価する各組織件数の方を指定されておりまして、宮城県においては34組織指定されております。

**島谷委員**：はい分かりました。ありがとうございました。

**大泉委員長**：良いですか。他はどうですかね。

**安倍委員**：今の質問に関連してですが、この評価のaというのは8割以上でということは、34組織のうちの8割以上の発現が見込まれる、発現しているといった場合にaというふうになるということですよ。

**佐藤主任主査**：そうなります。

**安倍委員**：郵送して頂いた資料を読んでいたのですが、今回差し替わったということだったので、多分この部分も変わっていると思うのですね。例えばd評価だったものがa評価とかになるという内容を知りたいのですが。例えば（2）の農村環境の保全・向上の3項目目に、「農業に由来する行事、伝統文化の継承・復活」とあります。これ最初に頂いた資料はd評価だったのですが、aになっているので、この辺は激変している。

**佐藤主任主査**：この評価の方法につきましては、先程国の方から評価の考え方を変更するという通知があったということだったのですけど、（2）の「伝統的な農業技術や農業に由来する行事や伝統文化の継承」等、活動をやっている組織とやらない組織、これは選択出来る項

目となっておりますので、当初は全組織で評価するという考え方だったのですけれども、取り組んでいない所もこの評価に含めるのは間違っているということ、国から受けまして、取り組んでいる組織を分母とした評価というふうに今回見直しがありましたので、d評価から一気にa評価の方へ変わったということです。

**安倍委員**：いくつかありますよね。

**佐藤主任主査**：そうですね。それが今回。

**司会**：国でも各県からのデータを見たら、cとdが多く入っているのを見て、急ぎよ、調査の評価方法を変更したと思われま。

**安倍委員**：分かりました。

**大泉委員長**：34組織というのは、要するに多面的機能の農地保全から何やら全てやっているのが34組織ということですか。

**佐藤主任主査**：34組織は国の方でランダムに組織を設定していますので。農地維持しかやってない所もありますし、農地維持支払と共同と長寿命化の3事業やっている所もございませ。

**大泉委員長**：組織数はダブルカウントになっているので良く分からないけど。

**佐藤主任主査**：現在は946組織です。

**大泉委員長**：946からランダムのサンプリングで34組織を。

**佐藤主任主査**：はい。

**大泉委員長**：宮城県だけではなくて。

**佐藤主任主査**：そうですね。国から組織名を指定されております。

**高橋専門委員**：評価の分母と分子、評価前と評価後をちょっと説明してください。

**佐藤主任主査**：評価前の分母が34組織だったのですけれども。

**大泉委員長**：それは後もそうでしょ？

**佐藤主任主査**：修正後は34からこの活動に取り組んでいる組織の中で効果が出ているかという評価方式に変わりました。

**司会**：34組織の中でも伝統的な農業技術とか農業由来の行事、伝統文化の継承・復活というところを実施していない所は評価しないということとございませるので、34の中からやってない組織が外れて、分母が小さくなっているということです。



大泉委員長：そうすると農地維持の中に移行すべ項目が、何項目かあるということですね。

司会：そうです。

大泉委員長：何項目あるのですか。

佐藤主任主査：農地維持支払におきましては、基本的な農地のり面の草刈りとか、水路の泥上げとかは必修活動になっているのですが、その他に各組織で選択出来る項目が鳥獣害防止柵の管理とかがあります。

司会：まず34の分母が基本的にありまして、例えば、そのうちの10組織が鳥獣防除の対策を行ったとします。そのうち「効果があった」という組織が5であれば50%という評価になります。また、10のうち8だったら8割といったような、分母がその項目毎によって変化しています。

高橋専門委員：だけでも、全体のロット数が900もある中で、今鳥獣の話をしているロットが10しかない。それがだから総括として言葉に出すくらいの重さがあるのかということを行っているわけ。

司会：はい。そこはそうですね。

高橋専門委員：たぶん皆さんが思っているのはそういったこと。

文屋専門委員：ここに提出されて今説明されたのは、結果的なものの報告じゃないかなと私はそう思っているのですが、そういう中で今もお話しが色々出てくるいのですけれども、国・県色々レベルの差があるのかなと思いつつも、県自体では目標値というかそういうものは設定してあるのですか？例えば今946とか、農地面積が11万なにかしヘクタールとかというような数字は出ているのですが、そこに対するこの多面的機能支払といったようなものの目標値。例えばここでいいますと58%位がなっていますというような表示もされているのですが、それでよろしいのか。それとももっと、例えば60、70をクリアしていく。だから検討委員会等々で何か方針または考え方を発案しろというようなことになるのか。その辺はどうなのでしょう？目標値というのは。

大泉委員長：はい。分かりました。どうですか？

司会：目標値につきましては、農地・水事業時では、5年間同じ面積やっていきたいと思いますということでございました。ただ今回、法制度に、多面的機能支払が移行されまして、実施面積も拡大していきたいと思います、国の方でもそういう考えが出ています。県としましても、段階的に面積を増やしていきたいと思っておりますし、平成32年には農振農用地の約70%を農地維持支払の面積として実施していきたい。

大泉委員長：はい。分かりました。この中間報告を第三者委員会で検討しましたが、良く分からないまま検討しましたということになりますけど。他にも含めてどうですかね？

遠藤専門委員：先程から34組織の話になっていますけど、それは国の項目ということで了解しているのですが、宮城県としては調査した評価を全部取りまとめるみたいなことはされる予定は無いのですかね？そうするとまあ国に提出するものと宮城県の実態をきちんと

捉えるものと2バージョンあってもよろしいのかなと思ったのです。

**大泉委員長**：宮城県のやり方でその予定はあるかどうかだけ。今のところ無いよね？

**司会**：全国調査は国の主導で行っていたのですけれども、独自に毎年多面的機能の効果を測ることを、協議会を通じて毎年やっています。それを例えば協議会広報誌「ぐるみ」の中でも紹介させて頂いているという状況でございます。アンケート調査は700組織から回収。全国調査の項目とは違いますが。

**高橋委員**：すいません。これは9ページ10ページのグラフが追加されたわけだけど、自己評価がこれでやりましたということですけど、この中でもう少し色々詳しく聞いている、自己評価してもらっているのではないのですか？これがいわば全数調査的なものに当たるのだろうなと思っているのですけども。

**大泉委員長**：第2章の2の内容が項目毎にあるのか無いのか。

**佐藤主任主査**：第2章の市町村の評価等につきましては、農地維持支払から多面的機能支払に制度が移った時に、新たに取り組まなければいけない活動というのはこの農地維持支払の「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」というのが新たに追加された項目となっております。その追加された項目について今回取り組みがどうなっているかということです。

**大泉委員長**：この2つしかないってということですか。

**佐藤主任主査**：はいそうです。

**大泉委員長**：この2つしかない。どうしてかという、多面的機能が創設されて、この2つのポイントが重要だったからこの2つだけやっているということをおっしゃって頂ければすぐに分かるのですけどもね。でもやろうと思えば出来るのですよね。

**佐藤主任主査**：アンケートを取ることは可能と思われれます。

**大泉委員長**：まあ大体、効果があったとか言うのだよ。7割は。8割は。分かりました。他どうですか。

**大泉委員長**：大丈夫ですか。多面的機能にこんなに時間を費やしているわけですけど、これは実績と活動計画なのですけど。何やったかということよりもこの委員会で聞きたいのは、実際にやってどうだったかって皆が「こういう良い事例が出ていますよ」とか「こんな事で困っていますよ」といったような事が出てくると良いのですけど、それは7月にやったような現地調査の時の話だからそれでもまだ良いのだろうけど。何が課題になっているかということが浮き彫りになるような報告だと良いのですけど。幸いにして今日は中間報告が付いていたので、鳥獣被害抑制のために農地維持支払に関してはやったという話が出てきます。それはそれとして良く分かるのだが、それがどういう効果があったのか。それが後ろの方のa評価・b評価という話になってくるのだろうけど。そのへんのことと顕著に分かるような報告だとこの委員会も嬉しいなと感じがするのです。

それで一つ不思議だったのは、「構造改革の後押し等地域農業へ貢献」と13ページにあり、「農業の担い手の育成が推進された場合」がa評価なのだけど、多面的機能支払交付金に担い手育成の効果があるというので僕は驚いたのですけど。a評価だって。どういうふうにあ

ったのですかね。多分、県は市町村を通じてやっているから、市町村がビビットに現地の情報を捕まえて、県がそこを押さえてない可能性が高いのだよね。

**司会**：15 ページ（5）2 ですけども、集落営農組織が設立された、あるいは設立が検討された組織について、話し合いのきっかけに役立ったと。そういうことがその表題の「農業の担い手の育成が推進」に繋がる。

**大泉委員長**：そういうことなの？

**司会**：はい。

**大泉委員長**：これ読んでいるけど集落営農だとか何か書いてあるけど、そういう話なのだろうね。

**高橋専門委員**：過大評価だね。過大な評価をしているのだね。

**大泉委員長**：集落営農組織で色々話せば農村の問題が全て解決するかのごとくにそのディスカッションがなされたという話になるじゃない？農村の活性化について寄り合いでみんなで話し合ったとかね。そういう話になるのです。

**高橋専門委員**：皆で「お話し合いしましょう」という自然にそういうふうになるものというのは、あり得るの？例えば作業の時間割だとか役割分担の話し合いはあるけども、いざ「担い手について話し合いましょう」という場面設定ってあるのかい？信用出来ないのだけだね。そういうこと言われると。「きっかけになる」というのはどういうことを申して「きっかけ」と言うのか。原因を教えてくださいと思います。

**大泉委員長**：もう集落営農組織が作られているから、その時に担い手、多面的機能でみんなが集まった時に「そういう話もしたの？」って言ったら「したした」って言ったらきっかけになるって、そんな程度なのだろうね。

**高橋専門委員**：潤滑油にはなるだろうな。確かに。

**大泉委員長**：多面的機能で担い手が育成されるきっかけになったという話になると、今550億だけ理由つけて1000億にしろ、というね、そういう話も出来なくはないのだけど本当にそうかというね。農水省が多面的機能の維持恒久についてお墨付きを得たいというのが良く分かるアンケートだったという感じかな？よろしければ多面的機能についてこのへんでよろしいですか？随分これに時間を取ってしまいました。次回から一つ一つの何をやって事もさることながら、この交付金でどういう進展があったか、どういう困難があったかという話があるとディスカッションしやすいです。

それでは資料2「中山間地域等直接支払交付金について」をお願いします。

**佐藤主事**：それでは中山間地域等直接支払交付金についてご説明させていただきます。担当の佐藤と申します。どうぞよろしくお願い致します。

中山間地域等直接支払制度ということで、本事業は中山間地域における農業の条件不利地域を対象としまして、農業生産活動を継続するためにその支援を行う制度として、平成12年度から実施されております。5年を一区切りとして行われておりまして、現在は第4期対

策となっております。第4期対策は、平成27年度から始まっておりまして、現在は2年目となっております。

それでは1ページから説明していききたいと思います。まず「平成27年度の実績について」説明していきます。平成27年度は13の市町で活動を行いまして、交付対象面積は2185ヘクタール。活動を行った協定数は、集落協定が217組織、個別協定が9組織となっております。事業費の合計は約3億1400万円となっております。

(2)の活動状況としまして、支援研修会の開催ということで、平成27年11月4日に広瀬文化センターを会場としまして、直払の協定参加者など291人を参集して協定活動支援研修会を開催しました。研修会では講師の方を招いての基調講演や、直払の事例発表等を行いました。

次の担当者会議の開催について。昨年は平成27年5月27日と、平成28年2月16日にそれぞれ市町村の担当者と県の地方機関の担当者を参集しまして、合計2回、担当者会議を開催致しました。

次に抽出検査について。県内の各地方機関が市町村で実施する検査を要請に応じて支援しています。

昨年度の施策検討委員会の開催については、以下のとおり3回実施しております。昨年度の実施状況の公表につきましては、平成26年度の直払の実施状況として、交付金の交付状況、活動の実施状況等を県政情報センター及び県の公式ホームページにおいて公表しており、一般の方への情報発信を行っております。平成27年度の実施状況につきましても、今年の6月末に公表しております。

3ページをお開き下さい。平成28年度の計画について説明します。平成28年度の実施見込みとしましては、協定数が231協定、取組面積が2258ヘクタールとなっております。昨年度と比較して5組織、73ヘクタールの増加となっております。主な増加の理由としましては、栗原市と気仙沼市・南三陸町において新規協定の設立。白石市・丸森町・栗原市・気仙沼市・南三陸町で既存協定の協定面積の増加がありました。

実績見込額としまして、平成28年度の実績見込額が約3億2800万円となっております。国費が約1億5800万円、県費が約8400万円、市町村費も約8400万円となっております。

平成28年度の計画としまして、今年も協定支援活動研修会の実施を予定しております。今度の協定支援活動研修会は11月15日に開催予定です。会場は昨年度と同じく広瀬文化センターを予定しております。抽出検査につきましては、昨年と同様11月から2月の間に実施要領の運用に基づき検査を実施する予定となっております。

次に中山間地域等直接支払制度のパンフレットについてですが、平成28年度の主要な変更点としまして、集落戦略の作成という項目があります。17ページ18ページをお開き下さい。本年度から始まるものとしまして、集落戦略の作成ということでして、本事業は協定農用地の一部でも活動を止めてしまいますと、協定の全協定農用地分が遡って返還となってしまうと、今年から始まったこの集落戦略がその緩和措置として導入されました。具体的には協定農用地が合計で15ヘクタール以上ある協定が集落連携・機能維持加算に取り組み、左にあります集落戦略を作成しておきますと、耕作放棄が出た時に全額返還ではなく、その当該農用地のみ一部返還と緩和されるというものです。この集落戦略を平成29年度末までに作成することが出来れば、緩和措置が受けられるということになっております。以上でございます。

**大泉委員長**：ありがとうございます。中山間地域等直接支払制度。ありがたいこととどうか、これはありがたくないことなのかもしれないのだけど。協定数が増加して、協定面積も増加しているという、どういうふうに取りれば良いのか難しいことですが、それと同時に、そろそろ何年か経つと協定を結んだものの守れなかったという農地も出てくるということで、それに対してどのように対応するかということが検討されているということでございます。

いかがでございますか？委員の皆さんからご意見頂ければと思います。

**高橋専門委員**：数字の訂正かなと思うのですが、3ページの実績見込額の増減はパッと見てもおかしいよね？県費が3700と書いていて、増減が市町村費の3299というのは明らかにおかしいでしょ？

**佐藤主事**：そのとおりです。

**高橋専門委員**：それで、全体交付金が105%だったら皆105にした方が格好良いのだよ。こういうのは104とか103とかって細かい数値にするのは、どうしてもやっぱり真面目過ぎて。情報公開で出すそうですので、訂正して下さい。

**佐藤主事**：失礼致しました。こちらの方も訂正させていただきます。

**大泉委員長**：はい。ありがとうございました。よろしゅうございますか。それでは他の委員の方どうでしょうか。宮城県で協定結んでいて、その中に耕作放棄地が入ってしまうというような事例というのはありそうなのですかね。展望されそうですか。こういう新しい、政府が温情を掛けたシステムは。対象になりそうな農地で。宮県の場合ありそうですか。

**太田班長**：太田と申します。基本的にはこれ皆で必ず守るということでやっておりますので、ちょっと今のところダメになりそうな情報は正直ございませんが、実情からすれば、やはり高齢化がかなり進んでいて、皆さん不安に思っているのは伝わる事実でございます。ですからこのように国の方から、これ本当に重い縛りといいますか、一部でもダメな所があれば全部5年遡及返還って非常に重い縛りでございましたので、この緩和措置頂きましたので、なるべくこういうものを使って、皆さんにも引き続き維持して頂く。そういう方向で県としては推進していきたいなというふうに思っているところでございます。

**大泉委員長**：やっぱり宮城県人は生真面目にちゃんとやっているっていう感じがしますけどね。はいどうぞ。

**遠藤専門委員**：こちらの平成28年度の先程同様のご質問がありましたけれども、今後取組面積は県としては少し刻んで29年30年とどのような見込みの計画をお持ちなのかということ、それを踏まえると、増減後というのはかなり足繁く運んだ上でのことなのか、それとも待っていたら5地区いらっしやったというような増の幅なのか、市町村と県の方の地域資源、働きかけの度合いがどうでこの後なのかというのをちょっとお聞かせ頂ければ。

**太田班長**：この事業につきましては、通常でいうと事業というのは右肩上がりである目標値を持っておりませんが、始まった時から維持していくというようなスタンスに立ったどちらかという事業でございました。平成27年のこの実績を見て頂いても分かるのですが、宮県の場合にはほぼ守れているという状況がございます。ですからこの増えたということは、非常に県としては他の所から比べれば良いのかなというようなことではあるのですが。ただ先程言いましたように、緩和措置みたいなものもありますので、これからはもう少し増えても良いかと思っておりますが、頑張っって増やすというよりは、これを守っていくということの方が現実的な話としては皆様にお伝えするような情報かなと思っております。

**大泉委員長**：増えたということは良いことなのか、残念なことだということなのか。

**太田班長**：私が持っている情報としては、やはり個人では小さな協定では出来ない所も、少しまとめて「じゃあ頑張りましょう」と町が働きかけをして集落協定をまとめて維持しているという所もあって、少し維持出来ているのかなというところです。

**大泉委員長**：なるほどね。これ以上増えなければ良いけど。そういうわけにいかないのかもしれないよね。じゃあ中山間地域等直接支払交付金については以上のように審議をして、来年度もこの計画を応援したいなということでよろしゅうございますか。ありがとうございます。

**大泉委員長**：続きまして、3「中山間地域等農村活性化事業について」と資料3-2の「集落支援事業について」事務局からお願いします。

**佐藤主事**：中山間地域等農村活性化事業についてと、集落支援事業について、引き続き佐藤の方から説明させていただきます。よろしく申し上げます。

まず資料3-1の「中山間地域等農村活性化事業について」説明します。本事業は、中山間地域等において農地や土地改良施設の有する多面的機能の良好な発展と、地域住民活動の活性化を図るため、地域住民活動を推進する人材の育成や、施設や農地の利用・保全整備等の推進に対する支援を行うことを目的としております。本事業は、基金を積み立てた運用益を事業費として活動を行っております。

1の「平成27年度の実績について」報告させていただきます。(1)の「基金運用状況」については、本事業の基金の元本が6億8237万5853円となっており、その基金の運用益が654万3773円でした。

(2)の「主な取り組み」としまして、「ふるさと水と土指導員・保全隊に対する補助」ということで、右の図にあります県内14の指導員及び保全隊に対して補助金を交付しました。

②「住民活動支援業務の実施」ということで、塩竈市において農地復旧事業実施後の農地活用方法などを検討するワークショップを実施しました。

③「みやぎのふるさと農美里フォトコンテストの開催」ということで、宮城県中山間地域活性化推進協議会と宮城県土地改良事業団体連合会との共同開催で、「宮城の農村の美しい景観・伝統行事・暮らしを再発見」をテーマとしたフォトコンテストを開催しました。昨年度の応募総数は206点となっております。受賞作品は5ページから7ページにあるとおりでございます。

④「農山漁村と企業等の協働に関する意見交換会への参加」ということで、農山漁村と企業等の協働(CSR活動、一社一村運動等)の推進に取り組む都道府県担当者による意見交換会に、集落支援事業の参考とすることを目的に、農村振興課の担当者が参加しました。

⑤「ふるさと水と土指導員・保全隊研修会」として、県内の「ふるさと水と土指導員」及び平成27年度に補助金の交付対象となっておりました「ふるさと水と土保全隊」等を対象とした研修会を開催しました。

次に3ページをお開き下さい。「平成28年度の活動計画について」(1)の「基金運用」については、平成28年度の見込みとして、基金元本が6億8237万5853円、基金運用益が利率の低下により、584万5349円の見込みとなっております。(2)の「主な取り組み」としましては、「ふるさと水と土指導員と保全隊に対する補助金の交付」ということで、右の図にありますとおり、今年度は県内10の指導員と保全隊に対して補助金を交付しました。

②の「みやぎのふるさと農美里フォトコンテストの開催」ということで、昨年度に引き続きフォトコンテストを開催しております。

③の「ふるさと水と土指導員・保全隊県内研修会」ということで、平成27年度に引き続き開催を予定しております。中山間地域等農村活性化事業については、以上になります。

**佐藤主事**：続きまして、資料3-2の「集落支援事業について」説明したいと思います。1ページをお開き下さい。平成27年度の活動実績としましては、3集落にて引き続き活動を行いました。(1)七ヶ宿町干蒲集落は、平成27年6月14日にヨモギの収穫作業の支援をボランティア29名で行いました。

(2)の丸森町筆甫中区集落の支援活動は、平成27年5月24日にヒマワリの種まきを参加人数40名で行いました。

(3)丸森町耕野地区において、平成27年11月7, 8, 14, 15, 21, 22, 23日の7日間に渡り、干柿づくりの作業支援としまして、合計116名のボランティア参加者を集めて作業を行いました。

(3)②の丸森町耕野地区での意見交換会としましては、耕野地区でボランティア活動に参加した方と受入農家の交流会の開催と合わせて、来年度以降の取り組みの参考とするために、意見交換会を開催しました。開催日は平成28年2月6日、参加者は27名でした。

続きまして平成28年度の活動について報告します。平成28年度も引き続き同3地区において活動を行いました。丸森町筆甫中区集落では第1回の活動としまして、5月29日に昨年度と同様ヒマワリの種まき作業の支援を行いました。2回目の活動としまして、9月4日に特産品のへそ大根の種まき及び5月に播種しましたヒマワリの刈り取り作業の支援を行いました。

次に七ヶ宿町干蒲集落の活動として、第1回の活動を6月25日に予定しておりましたが、これは悪天候により中止となりました。そして第2回の活動としまして、9月11日に特産品であるヨモギの植え付け作業の支援を行いました。

丸森町耕野地区におきましては、11月12, 13, 19, 20日に、昨年度に引き続き干柿づくりの作業支援を行う予定となっております。

(2)の「支援事業の情報発信体制」としまして、取り組みへの参加者を広く募るために、以下の4つの方法で情報発信を実施致しました。

(3)「今後の取組方針」としまして、モデル事業としての取り組みは今年度で終了し、来年度からは新規事業にて援農ボランティア活動は継続していく予定となっております。

**大泉委員長**：はい。ありがとうございます。この2つですね。農村活性化事業と集落支援事業についてですがご質問・意見があればお願いします。

**高橋専門委員**：最初の農村活性化事業なのですが、平成27年度と28年度で地域活動図を見ましたら、角田が4つのため池保全隊が止めています。その理由を教えてくださいたいのが一つ。それからもう一つは、これまでも私言ってきたことですが、この果実運用の事業には、どういう将来の目標姿、それを合わせて終期設定という意識はあるのかなのか。その2点お願いしたいと思います。

**大泉委員長**：まず前半。角田。一気に4つ無くなったね。

**太田班長**：一応この事業につきましては、工期といいますか3年で活動を終了するようなことで考えてございます。それでこの角田市のものについては3年が経過しましたので、終了といったことだと思っております。今委員の方からご質問、スキームの話もありましたけれども、これはもう本当にこの事業につきましては、本来はその地域の土地改良施設とかそういったものを守るための地域活動の合意形成、そういったものを図っていくということで、それのお手伝いをするというような事業制度なものですから、概ね3年ぐらいで終了するという流れでございます。

**大泉委員長**：あともう一つの運用の方向というか理念というか。

**太田班長**：今お話しした通り、基本的にはその地域の合意形成をしていくための研究モデル事業ということで、そのために必要な補助も一部あるという、そういう今位置付けにしております。

**高橋専門委員**：例えば、何をするための合意形成か。存続のためなのか、何か目標の形が出来上がるための合意形成なのか。合意形成というのは、何をもって合意形成なのかというのが一つと、それからその例えば地方創生みたいな国が動いている事業とのコラボみたいなものを持って、ハードと絡ませて何かを何とかいうその実現性、現実味、そういったものについてはどのようにお考えなのでしょう。

**太田班長**：この事業、ご承知だと思うのですが、平成5年、平成の一桁の頃に出来た古い事業でございまして、いわゆる「直払」とか「多面」よりも前に始まったソフト事業でございまして。そういったこともございまして、まずはその土地改良施設を維持管理していく。そういったためにはやっぱり地域の住民の方々と一緒にやっていかなければならない。そういった時にやはり皆さんでお話し合いをしながら、もしくは一緒に何かを活動しながら始めなければそういった気運が出ないということで、こういった事業を当時創設がありましてずっと続いているというようなスキームだと思います。ただ今となりましては、直接支払制度ですか、多面的機能支払もありまして、どちらかというところの上では今お話しのように規模というところからするとちょっと小さめの、大きな集落単位というところまではいかないのだけれども、地域の方々数人なり10数人でやれる規模のところを、こういった事業で実際にはうちの方で補助させて頂いているという感じだと思っているところでございます。

**司会**：私の方からも。今集落支援の話もこの活性化事業の中で予算化してやっている事業でございまして、平成25年度からこの集落支援も事務所さんと協働しながら支援してやっているという中で、その土地改良施設のみならず、今高齢化とかで農業農村の非常に厳しい中でそういう農地が難しい所もこの活性化の事業を使いながら支援していきたいと思っております。ですので、これまでもこの施策検討委員会の中で出てきた話題だと思うのですが、その集落支援も3つの地域だけではなくて「もっとやったら良いのではないか」という話もございました。その点につきましては、今、地方創生の事業等を活用しながら、その3地域以外に拡大していきたいと思っております。今丸森と七ヶ宿で合わせて3地域で実施していますが、これを宮城県全域でアンケート調査しながら要望等あるところを地方創生の予算の中で実施していきたいと思っております。今後、地方創生の予算も期限が決まっていますので、その後に新たに拡大したい部分は、今回の農村活性化事業の中で取り組んでいければというようなことではございますので、ある程度、果実運用型で長期的に実施していきたいと思っております。

**大泉委員長**：角田が終了して、今年は追加はしなかったの。

**太田班長**：ふる水の方はこちらの28の計画の内容になっております。

**大泉委員長**：これはあの出来たばかりの頃はバブルでね、随分果実があつて、どんどん大胆にやっていたけど、そのうち果実が無くなったので、委員からは「この基本財産を元本を取り崩せ」って意見も遂に出ただけだね。だけどこれを取り崩したら身も蓋もない話になるということで。だから600万円というのは結構あるよね。60箇所ですら10万円ずつやっても何か出来そうな感じもしないでもないけど。そういったその運動みたいなことをやるには、良いソフト事業なのだろうと思うのですがね、なんかこれ考えてみて下さいよ。もうちょっと有効な。確かに一つ一つ有効なのだけれど。最初に農村の色んな水管理だとか、



あるいは水路維持だとか、動植物維持保全だとか、そんなことで一生懸命やっているところに「10万円ぐらいやるよ」って。それで60箇所やったら大運動になるじゃない。まあそんな感じですかね。

**伊藤委員**：援農ボランティアで若い人達も入っているようですけども。意見交換会とかで「将来移住したい」とかそういうのは出てこないのですか。

**太田班長**：その点については私の方から。一緒に色々活動させて頂いて、私も意見交換会には出させて頂いたのですが、やっぱり地区の取り組み方によっても少し違うのですが、ある地区の場合には、その地域のファンになって「そこにもっと居たい」「また来てみたい」そういった方もいらっしゃいました。ご紹介をすればそういう組織を地域の方々に作って、そういうネットワークが出来上がったところもございました。中には「住んでみたい」というような人もいらっしゃるようです。

**大泉委員長**：今回でモデル事業、今年で止めて、来年から救農ボランティアに替えるといっているのですけど、ここはどう違うのですか。

**太田班長**：今丁度地方創生ということで、関連の予算がございます。今年の新規事業ということで、国の補助事業なのですが一応計画を出しまして、採択を受けた事業があります。それが今までやっていた援農ボランティア。この内容をそのまま出来るような、ちょっと数を少し増やしてもう少しやっていきたいということで今選定をさせて頂いているのですが、そのように大きくなるものですから、今度は私達が今までやっていたことを外部に委託をさせて頂いて、県内でもう少しモデル地区を増やしていきたいということで、事業化になったものですから、今までのこの取り組みの流れは一応ここで終了させて頂いて、今年、今地区を選定して、来年から少し数を増やして進めていきたいというふうに考えているところでございます。

**大泉委員長**：なるほどね。いかがですか？委員の皆さん。

**小野寺委員**：今年度の取り組みのところで、主な取り組みのところの④なんですけれども、農村漁村と企業等の協働に関することが書かれていますけれども、これに参加されて次年度に生かされることというのは無かったのでしょうか。平成28年度の計画の方には無いのですけど。

**大泉委員長**：無いのですよね。参加した方、どうですか？一社一村運動。ボランティアの。

**太田班長**：これにつきましては、この計画が今年は正直まだやるというふうに決まっていなかったものですから、省略させて頂いたということでございます。

**大泉委員長**：小野寺委員どうですか。さらにご意見ございますか。よろしゅうございますか。援農ボランティアは、ボランティアに企業が入ったって良いのだよね。

**太田班長**：はい。私達はどちらかというと受け手側を中心に色々一緒に作業しているのですが、もう一方でやはり出し手側といいますか、都市の方の方には、今はどうしても学生さん中心となっていますが、私達とすれば今度は企業の方に参加していただきました。今でも企業の方もいらっしゃるのです。

大泉委員長：ああそうですか。

太田班長：やっぱりCSRということで、「参加したい」という方も中にはいらっしゃいました。

大泉委員長：個人で参加しているのですか、その人は。

太田班長：会社として。会社の教育の一環として入った方も確か丸森にはいたというように聞いています。もちろん個人の方もいらっしゃいますけれども。

大泉委員長：個人で入っていて社会人で「会社で入るのだったら、じゃあ俺辞める」とかって言い出す人も居るかもしれないし。まあだから会社で入るということは良いですね。法人が入るとするのはね。是非そういうボランティアね。充実して。そうすると別に予算もいらなくなってくるような気もするのだけどな。

大泉委員長：干蒲のところに何か企業がいたじゃないですか？

太田班長：宮城製粉といいまして、そこで今活動としてはヨモギの刈り取りのお手伝いをさせて頂いているのですが、そのヨモギを集めて草餅にする原料をペーストにする、そういう会社が角田の方にありましたので。その方達はやはり関連することなので応援したいということがございました。

大泉委員長：なるほどね。どうですか。

島谷委員：集落支援事業ですが、今の3地域をこれから選定して少し増やしていくということなのですが、増やしてというのは来年度のことなのですか。

太田班長：今年の予算でこれからちょっと外部に発注させて頂いて集めたいと。一応出来れば今までの3地区も一応お声掛けはしたいと思っていますのでございます。それは集落が決めることなので、必要であればご賛同頂ければと思っています。

島谷委員：募集をするということ。

太田班長：そうですね。はい。取り組みのアンケートなんかをしてみたいと思っています。

島谷委員：はい。ありがとうございます。

大泉委員長：他よろしいですか。

遠藤専門委員：援農ボランティアの取り組みをずっとなさってこられて、大分ノウハウが貯まったと思うのですが、色んな農村地域の方々に、援農だけでなくそういった農作業のボランティアの方を受け入れたいとか、一緒にやりたいなという方が、どうやれば人が来てくれるとか、受け入れる時のポイントとかコツは何なのかというのを知りたい方もいるのかなと思うのです。何かそういったプロセスを分かりやすく書いた手引きみたいながあると、他の活性化事業でも多面的機能でも他の事業でもそのノウハウというのは何か使えるような感じがするのですが。

**太田班長**：それにつきましては、まさに今そういったことを蓄積したくて、まず研究的に3つをやっています。私もここに来て3年目なのですけれども、やはり3年やってみますと、この3地区の中で課題みたいところが、共通の課題みたいところが少し見えてきて、こういうところに気を付けた方が良いという部分がございます。これが多分もう少し来年広がった時には、そういったマニュアル的なものも作れるのかなという感じはございます。具体的に言いますとやはり援農なので、イベントにしてしまうと、ある程度募集期間が必要でありますので、日にちを決めなければいけない。ただ農作業は天候次第で、その日が晴れるかどうか分からないみたいな部分とかですね、あとはやはり足の問題でしょうか。やはりどうしても農家の方、交通の便の良い所には無いのが実情なので、そういった所に自分から身銭を切って来るかは、どの地区も共通した課題なのかなという認識はしております。

**大泉委員長**：そういった都市農村交流と申しますか、農村農村交流でも良いのですが、活発になっていくと良いですね。

よろしければ、このへんで終了したいと思います。

皆様から頂きました意見・指導・助言等は本委員会の意見ということで、本県の今後の農村振興に役立てて頂ければと思います。委員の皆様、慎重なる審議と円滑な議事進行にご協力頂きありがとうございました。これで議長の役目は終わらせて頂きます。事務局にお返し致します。

**司会**：大泉委員長様、どうもありがとうございました。本日の助言等を踏まえながら、今後の本県の農村振興に役立てていきたいと思っております。委員・専門委員の皆様ご苦労様でした。

なお本日の委員会の議事録は、冒頭にもお話ししましたが公開となりますので、事務局で作成致しましたものを後日メール又はFAXで送付致しますので、ご確認頂きたいと思っております。

最後に、農村振興課 佐々木課長から閉会にあたっての挨拶をお願いしたいと思います。

**佐々木課長**：農村振興課の佐々木でございます。今日は第2回目の宮城県農業施策検討委員会ということで、閉会にあたりまして私から御礼の挨拶を致します。

本日は、様々なご意見・ご助言を頂きまして本当にありがとうございました。多面的機能支払は先程説明致しましたように、県内では6割のカバーをするまで取り組みは拡大しておりますし、中山間地域等直接支払につきましても、若干拡大というか、他の県では大分下がってきている様なところもあるのですけれども、宮城県ではそういう状況に今至っているところでございます。

また、先程説明致しました基金を活用した部分でございますが、集落支援なども今やっております。今年度地方創生の推進交付金を4月に申請し、9月に認められたわけです。そういったものを活用致しまして、中山間地域においては本当に人口減少する中で農業をやっている方が少なくなる中で、こういう事業を活用致しまして、更に農村地域の活性化に取り組んでいきたいと考えております。

最後に、本委員会で頂きました委員の皆様からの貴重な意見・ご助言等につきましては、これからの農村振興施策に反映したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。また引き続きご指導もお願い致しまして、閉会の挨拶とさせていただきます。今日は本当にありがとうございました。

**司会**：皆様ありがとうございました。次回開催は来年の2月頃に予定しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上をもちまして、本委員会を閉会致します。皆様お疲れ様でした。